

第 1 1 8 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次の
ように改正する。

別表第 2 の 2 の項中「又は第 3 条の 3 第 1 項」を「、第 3 条の 3 第 1
項又は第 3 条の 4 第 1 項」に改める。

付 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

旅館業法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案
を提出いたします。